## 【別紙2】

## 行政財産を貸し付ける場合の減免基準

			事	案	減 免 率
ア	県行政側からの必要性 (財産の有効活用となる 場合を含む)	1	国又は地方公共団体において県と共同して同一の	<u>以内</u> 10∕10	
		2	公共団体及び公共的団体その他の者において県 の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とし た事務、事業の用に直接供するために使用する場 合であって、次の各号の一に該当するとき	(ア) 法令に基づき設立している団体及び法令等に基づき県が援助するものとされている団体又は補助金を毎年交付されている団体が使用するとき	8/10
				(イ) 県の要請及び指定を受け試験・研究、役務の提供等を行う 団体が使用するとき	10/10
				(ウ) 収入の9割以上が県からの委託金、補助金等である団体が使用するとき	10/10
				(エ) 法律により県が無償で使用させることができるとされている 団体が使用するとき	10/10
		3	3 災害等緊急事態の発生により応急施設として使用するとき		10/10
		4	職員、学生、入院患者等その他県有施設を利用する者の福利厚生施設等として食堂、売店、理髪店等の経営のた めに使用するとき		10/10
		5	県職員の労働組合、県職員の互助団体又は親睦団体、共済組合その他これらに類する団体又は法人がその事務 又は事業に直接使用する場合		10/10
		6	公共的団体その他の者において、県の施策と連動した事業等で庁舎等の有効活用がより増進される場合(ただし、 契約更新時又は契約後5年経過したときは見直すこととする。)		3/10
1	公益的見地からの必要性	7	他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するために使用する場合(ただし、収益を伴う事業に供する場合及び9を除く。)		8/10
		8	益法人が付随的に行う収益事業のうち、その収益を公益目的に使用する場合を含む。)において、収益を伴う事業があるときに、直近の会計年度における当該公益等事業に関する収入が当該公益等事業に関する支出を上回る場合で、その上回る額が年間の貸付料予定額に4/10を乗じた額以上であるとき及び9に該当する場合を除く。)		4/10 (ただし、直近の会計年度における公益等事業に関する収入が当該公益等事業に関する支出を上回る場合で、その上回る額が年間の貸付料予定額に4/10を乗じた額未満であるときは、年間の貸付料予定額に4/10を乗じた額からその上回る額を控除した額とする。)
		9	公共団体又は公共的団体が電気・通信業務の用し (収益を伴う事業に供する場合を除く。)	業務を行う者が土地等の使用の対価を定め ている場合はその額	
ゥ	当該財産に係る費用負 担等の関連性	10	10 貸付の相手方が当該財産の使用に関してその対価として、直接又は間接的に役務の提供及び便宜の供与を行って いる場合		受益又は便宜供与の範囲内(ただし、当該 行政財産を寄附し、又はその費用の全部又 は一部を負担している場合は、寄附等の日 から20年までとする)